

原子力災害からの福島再生特別法(仮称)【国への要望】

福島県

- ◇原子力災害からの福島県の地域再生のための特別法の制定を国に対して要望。
- ◇新生ふくしまの創造に向けて一丸となって取り組むことのできる希望の旗印として、また、国として断固たる決意で“ふくしま”の再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信。
- ◇具体的な規定内容等は、福島復興再生協議会にて平成24年度概算要求等や制度の検討を行う中で、双葉郡をはじめとする市町村等の意見も踏まえ、立法化の作業を進めていただく。

目的

- 福島県は、原子力災害によって、県全域にわたり、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下に直面。
- 地域の自立的な再生に不可欠な基礎条件の回復、職住環境の総合的な整備等により、美しく住みよい活力溢れるふくしまの礎を取り戻し、原子力災害からの地域再生を図る。

全般的事項

- 目的と理念 (国の一義的な責任、地方の自主性の最大限の尊重)
- 原子力災害被災地域の指定 (県内全域の指定)
- 期間 (県土の健全な再生が図られるまでの相当長期の期間)

原子力災害被災地域の環境回復、健康管理

- 放射線影響からの環境回復及び保全 (除染や放射性物質による汚染廃棄物の処理の適正な実施、その後の県土の緑化、良好な景観等の保全等)
- 住民の健康管理及び安全確保 (健康影響の防止、放射線と健康の関連に関する普及啓発等)
- 放射能汚染対策に関する技術研究の推進 (健康等への影響に関する調査研究の推進等)
- 政府による長期対策計画の策定 (上記措置について国を中心とする適切な役割分担と連携)
- 資金の確保 (計画の実施に要する経費の国の全額負担)

地域再生のための基盤整備、自立的再生の促進

- ふるさと再生に向けた地域整備計画の策定、実施
 - 均衡ある地域整備を図るために必要な広域を対象に策定
 - 計画対象事業に対して財政上の特例等を適用
- 被災地域の自立的再生の促進のための施策の実施
 - 次の事項について国による特別の施策の実施
 - ①住宅等の供給の確保 ②子育て世代の支援 ③高齢者の福祉の増進 ④地域医療の確保
 - ⑤地域間交流の促進 ⑥教育の充実 ⑦地域文化の振興 等

ふるさと再生を支える自治機能の存続に係る特別措置

- 警戒区域等特に人口流出や財政力等に顕著な影響を被る自治体について、自治体機能の存続を図るために必要となる法制上・財政上・税制上の措置等を検討の上、制度化

産業の振興と就労支援

- 被災地域の広域的な産業振興を図るため、所要の財政上・税制上・金融上の措置等を適用
 - 原発立地地域の脱原発の産業転換を特に促進するための措置
 - 産業集積の推進 ○ 観光・交流の推進 ○ 農林水産業の再生 ○ 中小企業の振興
 - 被災者の雇用支援 等

- 資金の確保 (再生に要する経費の国の全額負担)